⑵　設備を設置する建物の構造は、設備を設置する部分の構造及び階数を「木造鉄網モルタル塗り（１階）」、「鉄筋コンクリート造（２階）」のように記載すること。

16　１の⒁の欄は、⑴の欄から⒀の欄までの記載事項以外の工事設計について、「電波法第100条第５項において準用する同法第28条、第30条及び第38条に規定する条件に合致している。」旨を記載すること。

17　１の⒂の欄の添付図面は、次の表に掲げるところにより提出するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

区　　別	添付する図面	内　　容
１　電力線搬送通信設備	⑴　アの図	高周波電流を通ずる線路の系統について、当該線路の長さ及び線種、固定装置（送信装置の設置場所と設置場所を異にする受信装置を含む。）の位置、高周波そく流線輪及び電源ろ波器の挿入箇所、各支線の分岐点並びに固定装置（送信装置に限る。）の設置場所（構内及び構外）付近における他の送電線等の施設状況を併せて表示すること。
２　誘導式通信設備	⑴　アの図	高周波電流を通ずる線路の経路を示すもの（当該線路の長さ及び線種、固定装置（送信装置の設置場所と設置場所を異にする受信装置を含む。）の位置、高周波そく流線輪及び電源ろ波器の挿入箇所並びにこの経路に接近して存在する他の電線路との相互間の距離を併せて表示すること。）
３　誘導式読み書き通信設備	⑴　イの図 ⑵　ウの図	装置の系統図 装置の外観を示す図又は写真
４　医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備の場合	⑴　ウの図	装置の外観を示す図又は写真

18　１の⒃の欄は、設備規則第65条第１項第１号から第７号までのうち該当するものを「第１号」のように記載すること。また、別に告示するものに該当するときはその旨を記載すること。

19　１の⒄の欄は、定格入力電力を「１kVA」のように記載すること。

20　１の⒅の欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

21　１の⒆の欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

22　２の欄の設置場所付近の図面は、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備に限り、その設置場所を中心とした概略半径200メートルの円内の略図に建造物、道路、空地等の状況を示して提出すること（提出する場合には、□にレ印を付けること。）。ただし、通信設備以外の高周波利用設備の電源端子における妨害波電圧並びに使用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度が、設備規則第65条第１項第１号から第４号までに定める最大許容値以下である場合においては、当該図面の提出を要しない。

23　３の欄は、次の事項を記載すること。

⑴　第26条第３項（第29条第２項において準用する場合を含む。）の規定により工事設計の記載を省略する場合は、その旨

⑵　実験を目的とする電力線搬送通信設備又は施行規則第45条第３号に規定する各種設備（450kHz以下の周波数の電波を使用し、高周波出力が500ワットを超え、かつ、30メートルの距離における磁界強度が$37.1+20\log_{10}\sqrt{\frac{P}{500}}$デシベル（毎メートル１マイクロアンペアを０デシベルとする。）を超えるものに限る。）（以下「実験設備」という。）の場合は、実験に係る計画書を添付する旨記載し、当該計画書に次に掲げる事項を記載すること。

ア　設置者の連絡担当者及び連絡先

イ　実験の期間

ウ　実験設備によつて副次的に発する電波又は高周波電流が他の通信に混信又は障害を与えない技術的根拠

エ　混信等の対策

㋐　実験設備を運用する際の総合通信局長への事前連絡方法

㋑　他の通信設備への混信若しくは障害又は通信設備以外の設備への障害が発生した場合における混信又は障害の除去のために必要な措置についての内容

㋒　漏えい電界強度の測定方法、測定場所、同一測定場所における運用時間当たりの記録回数等

オ　実験設備によつて副次的に発する電波又は高周波電流による影響を受けるおそれがある無線設備又は無線設備以外の設備を所有又は占有する者のうち、次に掲げる設備を所有又は占有する者に対する実験に係る計画に関する説明の有無（「無」の場合は、その理由。）

㋐　実験設備の設置場所周辺の無線設備又は無線設備以外の設備

㋑　実験設備の設置場所付近の見晴らしの良い地点から目視で確認できる、当該実験設備が使用する周波数帯を受信可能な受信設備

㋒　実験設備を接続する配電線

㋓　法第25条第１項の規定により公開されている無線局の無線設備、日本国内を設置場所とする短波放送事業者の無線局の無線設備又はその放送を受信する受信設備その他の設備のうち、設置者が説明することを必要と判断した設備

カ　申請書、添付書類及び実験に係る計画書に記載する各項目のうち、当該実験設備に関して公開できない事項及び総務省における情報の公開時に設置者から周知を希望する事項

⑶　その他参考となる事項

24　４の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者氏名を記載し、それぞれにふりがなを付けること。

25　５の欄は、申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載し、ふりがなを付けること。

26　６の欄は、電力線搬送通信設備、誘導式通信設備、誘導式読み書き通信設備、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備の別を記載すること。

27　７の欄は、「保安通信用」、「給電指令用」、「（何）業務の連絡用」、「木材の乾燥用」、「金属の熔融用」のように具体的に記載すること。

28　８の欄の記載は、次によること。

⑴　移動しない装置については、その設置場所を「何県何市何町何番地何内」のように記載し、ふりがなを付けること。

⑵　移動する装置については、その常置場所及び移動範囲を記載すること。この場合において、常置場所は、⑴の設置場所に準じて記載するものとする。

⑶　２以上の装置を有する通信設備の申請の場合は、次によること。

ア　設置場所が同一である装置ごとに一括して記載すること。

イ　送信装置の設置場所と設置場所を異にする受信装置についても記載すること。ただし、移動する装置で受信装置のみのものについては記載を要しない。

ウ　変更の許可の申請の場合は、既に許可を受けた装置で変更のないものについても併せて記載すること。